

日野団塊世代広場会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、「日野団塊世代広場」という。

(事務所)

第2条 この団体は、主たる事務所を日野市平山 2-1-1 平山台健康・市民支援センター内に置く。

(目的)

第3条 この団体は、日野市に在住する団塊世代が「生きがい、働きがい、地域がい」を持って、健康で生活を楽しみながら地域づくりに貢献するための活動を目的とする。

(事業の種類)

第4条 この団体は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う

- (1) 団塊世代の「地域回帰」を円滑にするための事業
- (2) 団塊世代の経験・能力を活用するための事業
- (3) 団塊世代が、生活を楽しんだり、地域貢献活動のために、既存の団体に参加したり、新たに有志でクラブを作ったり、コミュニティ・ビジネスを創業することを支援する事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 この団体の会員は、次の2種とし、正会員をもって運営に当たる。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この団体の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 入会について、下記の事項を満たすこと。

日野市在住の団塊世代市民であること。但し、理事会が必要と認める個人はこの限りではない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができ

る。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この会則又は総会が決定した重要な事項に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第 11 条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 12 条 この団体に次の役員を置く。

(1) 理事 5 人以上 15 人以内とする。

(2) 監事 2 人とする。

2 理事のうち 1 人を理事長とし、1 人以上 2 人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 13 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、理事又はこの団体の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 14 条 理事長は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この会則の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この団体の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事会の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果を総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事会の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

(任期等)

第 15 条 役員任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事が定数を満たさなくなった時は、臨時総会で補充選任しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 会議

(種別)

第 18 条 この団体の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 20 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業計画及び収支予算

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)

(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 解散における残余財産の帰属

(11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 14 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

2 委任状の提出を持って出席と見なす。

(総会の議決)

第 25 条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第 26 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 27 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 28 条 理事会は、この会則に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第 29 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたととき。

(2) 理事総数の 3 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があつたときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議事録)

第 33 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名が記名押印又は署名し

なければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 この団体の資産は、総会の議決を経た管理規定に基づいて理事長が管理する。

第6章 会計

(事業年度)

第39条 この団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第40条 この団体の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第42条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この団体の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 事務局

(事務局の設置)

第46条 この団体に、この団体の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 47 条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第 48 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 雑則

(細則)

第 49 条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この会則は、この団体の成立の日から施行する。

2 この団体の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この団体の設立の日から平成 20 年度通常総会の日までとする。

3 この団体の設立当初の事業年度は、第 39 条の規定にかかわらず、この団体の成立の日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

4 この団体の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 40 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

改訂履歴

2009.06.07 (通常総会で改訂)

- ・ 会則名称変更 (団塊世代広場会則 日野団塊世代広場会則): 会名称にあわせる。
- ・ 第 2 条 事務所所在地変更: 引越による変更